

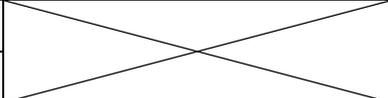
学校開放について

○浜中町における社会体育振興のために学校の施設を学校教育に支障のない範囲で、児童・生徒その他の一般町民が利用することができます。

○学校施設の開放は、団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するものとします。

○浜中町内に在住・在勤若しくは在学する者が 10 人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限り許可するものとする。

○学校施設の開放を利用しようとする者は、利用希望日の少なくとも 7 日以前に所定の申込書によって教育委員会に申込み、あらかじめその許可を得るようにしてください。

施 設	開放する曜日	開放する時間	
		5～10月	11～4月
体育館	日曜・祝日	13:00～16:00	
	平日	18:00～21:00	17:00～20:00
校 庭	日曜日・祝日	9:00～16:00	
	平日	18:00～20:00	

※少年団活動につきましても基本的には団体扱いといたしますが、開放する時間帯につきましては、学校までご相談ください。